

7. 滋賀県建設工事検査基準

滋賀県建設工事検査基準

(目的)

第1条 この検査基準は、滋賀県建設工事検査要領第5条に基づき、県が施行する建設工事の検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、契約図書に基づき、工事の実施状況、出来形、品質について、適否の判断を行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第3条 工事実施状況の検査は、契約書等の履行状況、工程管理、安全管理、工事施工状況および施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録(写真、ビデオによる記録を含む。(以下「各種の記録」という。))と、契約図書とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第4条 出来形の検査は、位置、出来形寸法および出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表第2または第4、第5、第6に基づき行うものとする。

ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、検査職員は契約約款第31条第2項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

なお、出来形寸法等の適否は、「土木工事施工管理基準」の出来形管理基準により行うものとする。(建築および電気設備、機械設備工事を除く)

(品質の検査)

第5条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比し、別表第3または第4、第5、第6に基づき行うものとする。

ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査職員は契約書第31条第2項の定めるところにより、必要に応じて破壊して検査を行うものとする。

なお、品質の適否は、「土木工事施工管理基準」の品質管理基準により行うものとする。(建築および電気設備、機械設備工事を除く)

(出来ばえの検査)

第6条 出来ばえ検査は、仕上げ、通り、すり付け等の程度および全般的な外観について目視、観察によりおこなうものとする。

(工事の目的物のかしが軽易なもの範囲)

第7条 滋賀県建設工事検査要領第9条 第4項における指示は次の範囲において行えるものとする。

- (1) 手直し工事が7日間以内に完了するもの。
- (2) 軽易な補修程度で行えるもの。

付 則

この基準は平成23年10月3日から施行する。

別表第1 工事の実施状況の検査留意事項

項目	関係書類	内容
1 契約書等の履行状況	契約書、仕様書	指示・承諾・協議事項等の処理内容、支給材料・貸与品および工事発生品の処理状況その他契約書等の履行状況（他に掲げるものを除く。）
2 工事施工状況	施工計画書、工事打合せ簿、その他関係書類	工法研究、施工方法および手戻りに対する処理状況、現場管理状況
3 工程管理	施工計画書、実施工程表、工事打合せ簿	工程管理状況および進捗内容
4 安全管理	契約図書、施工計画書、工事打合せ簿	安全管理状況、交通処理状況および措置内容、関係法令の遵守状況
5 施工体制	施工計画書、施工体制台帳	適正な施工体制の確保状況

別表第2 出来形寸法検査基準

工種		検査内容	検査密度
共通	共通工種	矢板工	基準高、変位、根入長、延長 250枚につき1箇所以上（ただし、施工延長250枚以下の場合は2箇所以上）
		法枠工	厚さ、法長、間隔、幅、延長 200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
		吹付工 植生工	
	基礎工		基準高、根入長、偏心量 1基または1目地間当たり1箇所以上
	石・ブロック積(張)工		基準高、法長、厚さ、延長 100mにつき1箇所以上（ただし、施工延長100m以下の場合は2箇所以上）
	一般舗装工	路盤工	基準高、幅、厚さ 基準高、幅は200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）厚さは、1kmにつき1箇所以上（ただし1km以下は2箇所以上）
		舗装工	基準高、幅、厚さ、横断勾配、平坦性 基準高、幅は200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）厚さは、施工面積10,000m ² につき1箇所以上コアーにより検査（ただし、施工面積10,000m ² 以下の場合は2箇所以上）
	地盤改良工		基準高、幅、厚さ、延長 200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	土工		基準高、幅、法長 200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
河川	築堤護岸		基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長 200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
	浚渫（川）		基準高、幅、深さ、延長
	樋門・樋管 水門		基準高、幅、厚さ、高さ、延長 水門・樋門・樋管は本体部、呑口部につき構造図の寸法表示箇所の任意部分函渠は同種構造物ごと2箇所以上
	堤防護岸 突堤・人工岬 湖岸堤防		基準高、幅、厚さ、高さ、法長、延長 200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長200m以下の場合は2箇所以上）
砂防	浚渫（湖）		基準高、幅、深さ、延長
	砂防ダム		基準高、幅、厚さ、延長 構造図の寸法表示箇所の任意箇所（3箇所以上）
流路		基準高、幅、厚さ、高さ、	200mにつき1箇所以上（ただし、施工延長

砂防		延長	200m 以下の場合は 2 箇所以上)
	斜面对策	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100m につき 1 箇所以上 (ただし、施工延長 100m 以下の場合は 2 箇所以上)
ダム	コンクリートダム	基準高、幅、ジョイント間隔、堤長	5 ジョイントにつき 1 箇所以上
	フィルダム	基準高、外側境界線	5 測点につき 1 箇所以上
道路	道路改良	基準高、幅、厚さ、高さ、延長	100m につき 1 箇所以上 (ただし、施工延長 100m 以下の場合は 2 箇所以上)
	橋梁下部	基準高、幅、厚さ、高さ、支間 (スパン) 長、変位	スパン長は各スパンごと。 その他は同種構造物ごとに 1 基以上につき構造物図の寸法表示箇所の任意部分
	鋼橋上部	部材寸法 基準高、支間長、中心間距離、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は 5 径間未満は 2 箇所以上。 5 径間以上は 2 径間につき 1 箇所以上
	コンクリート橋上部工	部材寸法 基準高、幅、高さ、厚さ、キャンバー	部材寸法は主要部材について、寸法表示箇所の任意部分 その他は 5 径間未満は 2 箇所以上。 5 径間以上は 2 径間につき 1 箇所以上
	トンネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、間隔、延長	両坑口を含めて、100m につき 1 箇所以上 (ただし、施工延長 200m 以下の場合は両坑口部を含めて 3 箇所以上)
下水	管渠 (推進工)	管径、基準高 (管低高) 中心線の偏位 (水平方向) 延長	管径は内径の変化点等で適宜実測する。 基準高は施工延長 200m 未満は 2 箇所以上 施工延長 200m 以上は 200m につき 1 箇所以上 中心線の偏位は適宜実測する。 延長は原則として施工延長を実測する。
	管渠 (シールド)	管径、基準高 (管低高) 一次覆工の設置状態 中心線の偏位 (水平方向) 延長	管径、基準高は施工延長、200m 未満は 3 箇所以上 200m 以上 800m 未満は 4 箇所以上 800m 以上は 200m につき 1 箇所以上実測する。 一次覆工の設置状態は、セグメントの破損、組立状態を観察等により確認する。 中心線の偏位は適宜実測する。 延長は、原則として施工延長を実測する。 二次覆工厚は、脱型時に実測した施工管理記録を覆工計画と照合する。

工 種		検査内容	検査密度	
農業 農村 整備	ほ場整備	表土扱い	表土厚	10haあたり3点以上（ただし、10ha未満の場合は3点）
		基盤・田面整地	基準高、均平度	10haあたり3点以上（ただし、10ha未満の場合は3点）
		畦畔工	高さ、幅	1,000mにつき1ヶ所以上（ただし、1,000m未満の場合は2ヶ所）
		暗渠排水	布設深、間隔、延長	100ヶ所につき3ヶ所以上（ただし、100ヶ所未満の場合は3ヶ所）
		道路盛土	基準高、幅、路盤厚、延長	500mにつき1ヶ所以上（ただし、500mm未満の場合は2ヶ所）
		敷き砂利	幅、厚さ、延長	1,000mにつき1ヶ所以上（ただし、1,000m未満の場合は2ヶ所）
水路 工	現場打ちコンクリート	基準高、幅、厚さ、高さ、中心線ズレ、延長	500mにつき1ヶ所以上（ただし、500mm未満の場合は2ヶ所）	
	コンクリート二次製品	基準高、中心線ズレ、延長	500mにつき1ヶ所以上（ただし、500mm未満の場合は2ヶ所）	
	管水路	基準高、ジョイント間隔、中心線ズレ、延長	500mにつき1ヶ所以上（ただし、500mm未満の場合は2ヶ所）	
	水路基礎（砂基礎等）	厚さ、幅	500mにつき1ヶ所以上（ただし、500mm未満の場合は2ヶ所）	
	モルタルライニング工	厚さ、延長	500mにつき1ヶ所以上（ただし、500mm未満の場合は2ヶ所）	
	管更正工	厚さ、延長	500mにつき1ヶ所以上（ただし、500mm未満の場合は2ヶ所）	
	頭首工	基準高、幅、厚さ、高さ、長さ	施工図面と照合し、適宜決定する。	
ため池	掘削工	基準高、幅、法長、延長	施工図面と照合し、適宜決定する。	

農業 農村 整備	た め 池	堤体工	基準高、堤体幅、法長、 施工延長、遮水ゾーン 幅、透水ゾーン幅、仮 盛幅	施工図面と照合し、適宜決定する。
		洪水吐工	基準高、厚さ、幅、高 さ、中心線ズレ、施工 延長、スパン長	施工図面と照合し、適宜決定する。
		樋管工等	基準高、厚さ、幅、高 さ、中心線ズレ、施工 延長	施工図面と照合し、適宜決定する。
	獣害防止柵	杭高、杭間隔、延長	500mにつき1ヶ所以上（ただし、500m未満の 場合は2ヶ所）	

工 種		検査内容	検査密度	
治 山	溪 流 工 事	堰 堤	「砂防ダム」の項参照	「砂防ダム」の項参照
		鋼製自在柵	基準高、延長、幅、倒れ、 沈下量	構造図の寸法表示箇所 の任意箇所（3 箇所以上）
	山 腹 工 事	土留工	基準高、延長、天端幅、高 さ、法勾配	構造図の寸法表示箇所 の任意箇所（3 箇所以上）
		練積工・空積 工	「石・ブロック積(張)工」の 項参照	「石・ブロック積(張)工」の項参照
		P N C 板積 工	延長、幅、高さ、厚さ、法 勾配	100mに1箇所以上（ただし、施工延 長 100m 以下の場合は2箇所以上）
		水路工	延長、幅、深さ	100mに1箇所以上（ただし、施工延 長 100m 以下の場合は2箇所以上）
		柵工	延長、高さ、杭間隔	100mに1箇所以上（ただし、施工延 長 100m 以下の場合は2箇所以上）
		積苗工	延長、幅、高さ	100mに1箇所以上（ただし、施工延 長 100m 以下の場合は2箇所以上）
		筋工	延長、幅	100mに1箇所以上（ただし、施工延 長 100m 以下の場合は2箇所以上）
		伏工	延長、幅	100mに1箇所以上（ただし、施工延 長 100m 以下の場合は2箇所以上）

工 種		検査内容	検査密度
上水	管水路	基準高、ジョイント間隔、中心線ズレ、延長	500mにつき1ヶ所以上（ただし、500mm未満の場合は2ヶ所）
	推進工	管径、基準高（管低高） 中心線の偏位（水平方向） 延長	管径は内径の変化点等で適宜実測する。 基準高は施工延長 200m 未満は2箇所以上 施工延長 200m 以上は 200m につき1箇所以上 中心線の偏位は適宜実測する。 延長は原則として施工延長を実測する。

工 種（全般）		検査内容	検査密度
その他 構造物		工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	同種構造物ごとに適宜決定する。

備考（１） 検査は実地において行うことを原則とするが、特別の理由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種および不可視部分については、出来形管理図表、写真、ビデオ、品質証明書等により、検査することができる。

（２） 施工延長とは施工延べ延長をいう。

別表第3 品質検査基準

工 種		検査内容	検査方法	
共通	材料	(1)品質および形状は、設計図書と対比して適切か	(1)観察又は品質証明により検査する。 (2)場合により実測する。	
	基礎工	(1)支持力は、設計図書と対比して適切か (2)基礎の位置、上部との接合等は適切か	(1)主に施工管理記録および観察により検査する。 (2)場合により実測する。	
	土工	(1)土質、岩質は、設計図書と一致しているか。 (2)支持力または密度は設計図書と対比して適切か		
	無筋、鉄筋コンクリート	コンクリートの強度、スラア、塩化物総量、アルカリ骨材反応対策、水セメント比等は、設計図書と対比して適切か		
	構造物の機能	構造物または付属設備等の性能は設計図書と対比して適切か	主に実際に操作し検査する。	
道路	舗装	路盤工	(1)路盤材料の合成粒度は設計図書と対比して適切か。 (2)支持力または締固め密度は設計図書と対比して適切か。	(1)主に施工管理記録および観察により検査する。 (2)場合により実測する。
		アスファルト舗装工	アスファルト使用量、骨材粒度、密度および舗設温度は設計図書と対比して適切か。	(1)主に既に採取されたコアーおよび現地の観察並びに施工管理資料により検査する。 (2)場合により実測する。

別表第4 建築工事検査項目

検査対象		検査項目	備考
材料	品質	数量、規格および性能が設計図書、法令等に適合していること	
仮設工事	出来形	仮設材料、仮設物	位置、規模、構造
	品質		所要の状態
土工事	出来形		基準高、締め固め工法
	品質		所要の締め固め
地業工事	出来形	杭地業	基準高、根入れ長さ、偏心量
		砂利地業	基準高、締め固め方法
		均しコンクリート	基準高
	品質		所要の支持力 継手部の溶接
鉄筋工事	出来形	鉄筋加工	加工寸法、全長
		組立	かぶり厚さ、所定に位置
	品質		超音波探傷試験
			鉄筋の表面が所要の状態
コンクリート工事	出来形	部材の仕上がり	位置、断面寸法（型枠精度も確認）
		コンクリートの仕上がり	平坦性、仕上げ材による精度
	品質		所要の強度、構造耐力、耐久性、耐火性
			密実な表面状態（じゃんか等の有無確認）
鉄骨工事	出来形	部材加工	加工精度
		製品	組み立て精度
		建て方	建て方精度
	品質		構造耐力、耐久性、耐火性
			定着部、接合部

コンクリートブロック・ ALC パネル・押 出成形セメント板 工事	出来形	コンクリートブロック 部材の仕上がり	位置・断面寸法	
		コンクリートブロック 各部の仕上がり	平坦性	
		ALC パネル、押出成 形セメント板 部材の位置	水平位置、相互の目違い、通り	
	品質	構造耐力、耐久性、耐火性		
防水工事	出来形	所定の形状および寸法		
	品質	漏水がないこと		
石工事	出来形	所定の形状および寸法		
	品質	取付が所要の状態であること		
タイル工事	出来形	所定の形状および寸法		
	品質	有害な浮きがないこと		
木工事	出来形	所定の形状および寸法		
	品質	固定、継手及び定着、仕上がり面の 状態		
屋根及びとい 工事	出来形	所定の形状および寸法		
	品質	耐風圧性、振動、漏水がないこと		
金属工事	出来形	所定の形状および寸法		
	品質	堅固な取付、所要の仕上がり状態		
左官工事	品質	所定の塗り厚、所要の状態、浮き		
建具工事	出来形	所定の形状および寸法		
	品質	耐風性、気密性、水密性、所定の性 能、所要の耐震性		
カーテンホール工事	出来形	所定の形状および寸法		
	品質	仕上がり状態、耐風圧性、耐震性、 水密性、気密性、耐火性、熱伸縮追 従性、遮音性、断熱性		
塗装工事	品質	仕上がり面、耐久性、耐火性		
内装工事	品質	仕上がり状態、不陸、床鳴り、 断熱性		
ユニット及びその 他工事	出来形	材種、形状、寸法		
	品質	取付方法・工法・仕上がり状態		

排水工事	出来形	側溝、排水枡、配水管	所定の寸法	
	品質	側溝、排水枡、配水管	沈下、漏水、水が貯まらないこと	
舗装工事	出来形	路床、路盤、舗装、側溝	所定の寸法	
	品質	路床、路盤、舗装、側溝	仕上がり状態、所要の継体	
植栽および屋上緑化工事	出来形	植栽基盤、樹木	所定の状態	
	品質	植栽基盤、樹木	所要の性質、状態	

別表第5 電気設備工事

出来形検査項目および品質検査項目

検査対象			検査項目
受変電設備工事	高圧閉鎖配電盤 低圧閉鎖配電盤 高圧電動機盤 開放形配電盤 キュービクル式配電盤 ＊構造等は JIS, JEC, JEM 等による	出来形	外形寸法、板厚 塗装膜厚 最小絶縁距離 据付水平度 取付状態、配線状態
		品質	性能試験 絶縁抵抗試験 耐電圧試験 継電器試験
電力貯蔵設備工事	直流電源装置 交流無停電電源装置 (UPS) ＊構造等は JIS, JEC, JEM 等による	出来形	外形寸法、板厚 塗装膜厚 据付水平度 据付状態、配線状態
		品質	整流装置等性能試験 蓄電池性能試験 絶縁抵抗試験
発電設備工事	ディーゼル発電装置 ガスエンジン発電装置 ガスタービン発電装置 熱併給発電装置 太陽光発電装置 ＊構造等は JIS, JEC, JEM 及び防災関連法令、系統連携ガイドライン等による	出来形	外形寸法、板厚 据付水平度 防振、消音構造 据付状態、配管状態、配線状態
		品質	絶縁抵抗試験 耐電圧試験 継電器試験 構造試験 性能試験 機能試験 配管圧力測定 ばい煙測定、騒音測定 高調波流出電流測定

電力設備工事	配線、ケーブル	出来形	配線状態、接続、端末処理 高(低)圧配線、弱電流電線等との隔離 ケーブル支持間隔 相回転確認(動力電源)
		品質	絶縁抵抗試験 絶縁耐力試験(高圧配線)
	地中電線路	出来形	埋設深さ、埋戻し方法 外壁、ハンドホール等貫通部の防水処置 ハンドホール据付状態、配線状態
	架空電線路	出来形	架線地表上高さ 高・低・弱電流配線間及び建造物との隔離 建柱状態、装柱状態、支線状態
	露出配管 ケーブルラック 金属ダクト	出来形	取付状態、配線状態、ボンディング 水平、垂直支持間隔 防火区画貫通部処理材料、工法 外壁貫通部等の防水処置 塗装仕様
	コントロールセンタ 補助継電器盤 分電盤、制御盤等 *構造等は JIS, JEC, JEM 等による	出来形	外形寸法、板厚 据付水平度 取付状態、配線状態
		品質	シーケンス確認 テスト装置動作確認 警報装置動作確認
	器具(電灯コンセント等) *非常用照明器具は建築基準法、誘導 灯は消防法に適合するもの。	出来形	取付位置・取付状態
		品質	点灯試験、絶縁抵抗試験 切替動作確認(非常用照明器具、誘導灯) 照度測定(必要により配光曲線) 電圧・極性試験(コンセント)
	雷保護および接地工事	出来形	接地極埋設深さ 引き下げ導線保護 雷保護設備との隔離 取付状態
		品質	接地抵抗測定

テレメータ設備工事 放流警報設備工事	テレメータ監視局装置 テレメータ傍受装置 テレメータ中継局装置 テレメータ用空中線 テレメータ観測局装置	出来形	外形寸法、板厚 空中線据付高さ 塗装膜厚 取付状態、配線状態
	放流警報監視局装置 放流警報中継局装置 放流警報警報局装置 放流警報用空中線 *電波法その他関連法令による	品質	性能試験 機能試験
中央監視制御設備 工事	監視操作装置 信号処理装置 入出力中継盤 伝送装置 記録装置 警報盤 *製造者の社内規格による	出来形	外形寸法、板厚 塗装膜厚 取付状態、配線状態
		品質	性能試験 機能試験
通信・情報設備工事	構内情報通信網設備 構内交換設備 情報表示設備 映像・音響設備 拡声設備 テレビ共同受信設備 監視カメラ設備 *製造者の社内規格による	出来形	取付位置・取付状態 構造試験
		品質	性能試験 機能試験 光ファイバーケーブルの伝送損失測定 UTP ケーブル伝送品質測定 インピーダンス測定 残響時間、音圧分布測定 出力レベル測定(テレビ共同受信設備)
	自動火災報知設備 自動閉鎖設備 非常警報設備 ガス漏れ火災警報設備 *消防法その他関係法令による	出来形	取付位置・取付状態 外観試験
		品質	機能試験

注 1) 上表は主要な検査対象および検査項目を記載したものであり、設備の仕様等によりこれらに該当しない場合もあります。

注 2) 設備工事における出来形、品質の区分については、一応の目安とします。

別表第6 機械設備工事

出来形検査項目および品質検査項目

検査対象			検査項目
共通工事	配管工事 (給水・給湯・消火・ガス・汚水・雑排水・雨水・通気・蒸気・油その他)	出来形	配管接合方法、配管勾配 配管吊り間隔および振れ止め支持間隔 貫通部工法(防火区画・外壁地中部分等) 地中埋設(配管・勾配・埋め戻し・深さ) 防食・絶縁処置
		品質	耐圧試験(水圧試験・気密試験) 満水試験および通水試験 飲適試験(給水・給湯) 溶接部非破壊検査
	塗装工事	出来形	塗料種別、塗り回数 塗装膜厚
	保温工事 (空調設備・給排水衛生設備)	出来形	材料、施工順序、厚さ
給排水衛生設備工事	衛生器具 温水発生機	出来形	取付状態
	タンク 消火機器 厨房機器 排水金具 *消火機器は消防法等による	品質	耐圧試験(水圧試験・気密試験) 機能試験 飲適試験 ノズル圧力測定(消火栓等)
空調設備工事	ボイラー 温水発生機 冷凍機 空調和機 空調用ポンプ 送風機及びダクト タンクおよびヘッダー *冷凍保安規則その他関係法令、指針等による	出来形	芯ずれ、面振れ 水平、高さ等の据付精度 煙道吊りおよび振れ止め支持間隔 風向、障害物等周囲の状況の確認 水滴飛散(冷却塔)等の確認 ダクト板厚 ダクトフランジ間隔、リベット間隔 ダクト吊りおよび振れ止め支持間隔 防振処置

空気調和設備工事		品 質	耐圧試験（水圧試験・気密試験） 吹出口風量 温度分布測定 騒音測定 溶接部非破壊検査
揚排水ポンプ設備 工事	主ポンプ 陸上ポンプ 水中モータポンプ 電動機 減速機	出来形	芯ずれ、面振れ 垂直度、水平度、高さ等の据付精度 羽車とケーシングのクリアランス 漏洩チェック
		品 質	性能試験 耐圧試験 絶縁抵抗試験 振動および騒音測定 軸受温度測定
除塵設備工事	除塵機 破碎機	出来形	水平、高さ等の据付精度 ガイドフレーム幅 フレームの左右高低差 漏洩チェック 緊急停止装置の取付状態
		品 質	性能試験 保護装置試験 絶縁抵抗試験
送風機設備工事	ターボブロア ルーツブロア 電動機 集中強制潤滑設備 冷却水設備 空気ろ過設備	出来形	芯ずれ、隙間 水平度、平行度、垂直度
		品 質	性能試験 耐圧試験 絶縁抵抗試験 振動および騒音測定 軸受温度測定
ゲート設備工事	鋳鉄製ゲート 鋼板製ゲート	出来形	芯ずれ、垂直度、高さ等の据付精度 水張り検査
		品 質	性能試験 保護装置試験、絶縁抵抗試験

制水弁設備工事	電動(手動)仕切弁 蝶形弁 偏心構造弁 逆止弁	出来形	垂直度 漏洩チェック
		品質	性能試験 保護装置試験 絶縁抵抗試験
鋼製付属設備工事	操作管理橋 階段 手摺り	出来形	水平、高さ等の据付精度 幅、踏み幅、けあげ高等の据付精度 塗装膜厚

注 1) 上表は主要な検査対象および検査項目を記載したものであり、設備の仕様等によりこれらに該当しない場合もあります。

注 2) 設備工事における出来形、品質の区分については、一応の目安とします。